

平成20年5月30日

各位

会社名 株式会社夢真ホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長 佐藤眞吾
(コード番号 2362 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役 赤城俊二
(TEL 03-6674-4605)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成20年5月30日の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を下記のとおり一部改定することを決議しましたのでお知らせいたします。
(改定箇所は下線で示しております。)

記

内部統制システムの整備の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款適合性を確保するための体制

- (1) 取締役会を定期的開催する等して、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。
- (2) コンプライアンスに係るコンプライアンス行動指針及び社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行うとともに、部署又は支店ごとにコンプライアンス担当者を置いて現場ごとのきめ細かい管理を行う。
- (3) 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクについて効果的な統制活動を行う。
- (4) 情報・伝達の機能として、社内通報制度を持つ。
- (5) 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
- (6) 財務報告に係る内部統制については、会社法、証券取引法及び大阪証券取引所規則等との適合性を確保するため、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
- (7) 「コンプライアンス行動指針」に反社会的な個人・グループ等に対し違反となるような金品の供与はもとより、寄付金、賛助金、情報誌(紙)の購読等不当、不法な要求

には一切応じない。また、反社会的な個人・グループ等と取引を行わない。

反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携し、組織的に対応する。

- (8) 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書を提出するべく、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報の保存及び管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
- (2) 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書といった性質に応じて、文書名・保存年限・保存部署・保存形式を定めて保存・管理責任の所在を明確化し、徹底した管理を行う。
- (3) 情報セキュリティに係る態勢については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
- (4) 取締役・監査役の閲覧手続きを明確化する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
- (2) 全社的にリスクを評価して対応を決定し、統括すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。
- (3) 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。

4. 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- (1) 取締役会は、会議を開催して、グループの中期経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、毎期、各会社毎の業績目標を設定する。
設備投資、新規案件については、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に効率的な人的配分を行う。
- (2) 代表取締役は、執行役員制度に基づき、執行役員の職務の執行の効率性を月度で開催する執行役員会を通じ、レビューを行い、その結果に基づき、効率的な意思決定を行う。
- (3) 取締役会は、会議を開催して、月次の業績に対し、ITを活用した管理会計に基

づき、データ化された結果のレビューを行い、目標に対する評価・分析を行う。
また、必要に応じ目標の修正を行う。

- (4) 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌・稟議規程を定め、業務執行組織を運営する。
- (5) 内部監査室は、内部統制の有効性について監査を行う。
- (6) I T 対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を有する。

5. 企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ管理規程を設け、これに基づいて、当社に事務局部署を設ける等グループ全体の経営方針の適正を確保するための組織を整備する。
- (2) 子会社は、一定の重要事項について、子会社で機関決定する前に、当社に報告を行って承認を求めさせる。
- (3) コンプライアンス、情報の保存・管理及びリスク管理については、当社が統括管理を行うか、個社ごとに管理を行わせるとしても、適宜、報告を求め、必要な助言・指導を行う。
- (4) 第1項第(4)号の社内通報制度については、グループ全体を対象とする。
- (5) 当社の内部監査室は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行う。

6. 監査役の監査環境に係る体制

- (1) 補助使用人に関する事項
補助使用人として監査役会事務局を設け、その独立性を確保するため、監査役会事務局に対する指揮命令は監査役会にのみ属する。
- (2) 取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項
効果的な定例報告体制及び随時報告体制を具体的に整備する。
- (3) その他監査の実効性確保に関する事項
 - a. 監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。
 - b. 監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限を具体化する体制を整備する。
 - c. 監査役は、コンプライアンス部署、情報保存・管理部署、リスク管理部署、内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。
 - d. 監査役は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行う。